

防犯ビデオカメラシステム運用規程等の概要

公安委員会規程		運用要綱（警察本部長通達）	
項 目	内 容	項 目	内 容
目的	○ 防犯ビデオカメラシステム運用に関し、必要な事項を定める。	目的	○ 防犯ビデオカメラシステムの管理、運用方法等を定める。
用語の定義	○ カメラシステム、データ	用語の定義	○ 防犯カメラ、モニター画面、映像、録画装置、データ等
管理責任者及び運用責任者の指定	○ 警察本部長が管理責任者及び運用責任者を指定する。	管理運用体制及び任務	○ 警察署長は、モニター運用責任者の任務に当たる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ モニター運用副責任者、モニター従事者の指定 ・ モニター等の保守、管理、運用 ・ カメラ、モニターの点検 ・ モニター装置、録画装置設置場所の管理 ・ データ活用の補助 ○ 警察本部生活安全企画課長は、システム・データ管理責任者の任務に当たる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯ビデオカメラシステムの保守、管理、運用及びデータの活用
設置場所の明示	○ 警察本部長は防犯カメラの設置を明示する。	設置場所等	○ 防犯カメラの設置場所を、個人のプライバシーを不当に侵害しない場所とし、その設置を明示する。
データの活用	○ 犯罪の捜査等のために、必要最小限の範囲でデータを活用する。	データの保存、活用	○ データの保存期間は1週間とする。 ○ データを活用する場合は、管理責任者の承認を得る。データを保存延長する場合も同じ。 ○ 活用または保存延長するデータは、管理責任者が厳重に保管する。
		データの消去	○ 延長保存または活用を終了したデータは、管理責任者が速やかに消去する。
		情報の守秘	○ 情報は「職務上知り得た秘密」として取り扱う。
報告	○ データ活用状況を公安委員会へ報告する。	報告	○ データの活用状況を半年ごとに公安委員会に報告する。
運用状況の公表	○ 警察本部長はカメラシステムの運用状況を定期的に公表する。	運用状況の公表	○ 運用状況を半年ごとに公表する。
補則	○ 本規程のほか、運用に関する必要事項は、警察本部長が定める。		